

毎週火・金曜日発行（当日が休日になるときは、休日の翌日）

福 島 県 報

目次

○ 福島県監査委員
監査公表三件

福島県監査委員

監査公表第 1 号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定により実施した定期監査の結果は、次のとおりです。

平成27年 2月13日

福島県監査委員 小 松 山 善 継
福島県監査委員 三 村 博 昭
福島県監査委員 美 馬 武 千 代
福島県監査委員 尾 形 克 彦

- 1 監査実施期間 平成26年11月18日～平成27年1月27日
- 2 監査対象機関 公所36箇所
- 3 監査の結果

監査は、東京事務所ほか25機関については平成25会計年度の財務に関する事務、若松乳児院ほか9機関については平成25会計年度及び平成26会計年度の財務に関する事務について実施した。

(1) 総務部

対象機関	実施年月日	担当監査委員	実施方法	職員調査年月日
東京事務所	平成27年1月20日	小松山善継 尾形 克彦	書面監査	平成26年10月10日

上記の監査対象機関の財務に関する事務の執行は、適正と認められた。

(2) 保健福祉部

対象機関	実施年月日	担当監査委員	実施方法	職員調査年月日
中央児童相談所	平成26年11月26日	小松山善継 美馬武千代	実地監査	平成26年10月22日

県中児童相談所	平成26年11月18日	小桧山善継	尾形 克彦	実地監査	平成26年10月2日
浜児童相談所	平成26年11月19日	三村 博昭	美馬武千代	実地監査	平成26年10月2日
若松乳児院	平成27年1月7日	三村 博昭	尾形 克彦	実地監査	平成26年12月3日
総合療育センター	平成26年11月20日	小桧山善継	尾形 克彦	実地監査	平成26年10月9日

- 下記のとおり指導事項が認められたので、措置又は留意・改善するよう指導した。
指導事項

- ・ 児童福祉施設使用料及び児童福祉施設手数料の収入未済金について、時効時期が異なる施設給付費と医療費とを区別した管理がなされておらず、債務承認書や納付計画書を徴していない。また、督促状を発しておらず、納付交渉が不十分であり、さらに時効により債権の消滅した施設給付費について催告を継続しているなど債権の回収に適切でないものがある。

(総合療育センター)

上記以外の監査対象機関の財務に関する事務の執行は、適正と認められた。

(3) 商工労働部

対象機関	実施年月日	担当監査委員		実施方法	職員調査年月日
テクノアカデミー会津	平成27年1月20日	三村 博昭	美馬武千代	書面監査	平成26年10月1日
テクノアカデミー浜	平成27年1月20日	小桧山善継	尾形 克彦	書面監査	平成26年10月1日

- 下記のとおり指導事項が認められたので、措置又は留意・改善するよう指導した。
指導事項

- ・ 随意契約によるバス借上げに係る契約事務において、予定価格を超えて契約しているものがある。
- ・ 重要物品の廃棄手続において、リサイクル料を支出せずに売払代金から控除して差引額を収入調定し、また、売払代金収入前に現物を引き渡している。

(テクノアカデミー会津)

(テクノアカデミー浜)

(4) 農林水産部

対象機関	実施年月日	担当監査委員		実施方法	職員調査年月日
県中家畜保健衛生所	平成27年1月20日	三村 博昭	美馬武千代	書面監査	平成26年11月6日
農業総合センター	平成27年1月7日	小桧山善継	美馬武千代	実地監査	平成26年11月12日 ～ 平成26年11月14日
林業研究センター	平成27年1月20日	三村 博昭	美馬武千代	書面監査	平成26年11月7日

上記の監査対象機関の財務に関する事務の執行は、適正と認められた。

(5) 土木部

対象機関	実施年月日	担当監査委員		実施方法	職員調査年月日
相馬港湾建設					

事務所	平成27年1月20日	小桧山善継	尾形 克彦	書面監査	平成26年11月7日
県北流域下水道建設事務所	平成26年11月20日	小桧山善継	尾形 克彦	実地監査	平成26年10月15日
県中流域下水道建設事務所	平成27年1月20日	三村 博昭	美馬武千代	書面監査	平成26年11月11日

- 下記のとおり指導事項が認められたので、措置又は留意・改善するよう指導した。
指導事項

- ・東日本大震災により被災した漁港施設区域内において相馬市が管理する公共下水道管の撤去再設置を目的とした災害復旧工事に係る協議を受けて同意をした際、同市が実施可能であった下水道管マンホールの嵩上げ工事について、同市と十分な協議を行わずに、また、当該同意に係る条件に基づき必要な指示や応分な負担を求めることもなく、同時期に県単事業で実施している。
(相馬港湾建設事務所)
- ・港湾施設について、使用許可を行わないまま使用を認めているものがある。
(相馬港湾建設事務所)

上記以外の監査対象機関の財務に関する事務の執行は、適正と認められた。

(6) 教育委員会

対象機関	実施年月日	担当監査委員		実施方法	職員調査年月日
南会津教育事務所	平成27年1月20日	三村 博昭	美馬武千代	書面監査	平成26年10月3日
相双教育事務所	平成26年11月26日	小桧山善継	美馬武千代	実地監査	平成26年10月24日
いわき教育事務所	平成27年1月20日	小桧山善継	尾形 克彦	書面監査	平成26年10月17日
美術館	平成27年1月20日	小桧山善継	尾形 克彦	書面監査	平成26年11月14日
博物館	平成27年1月20日	三村 博昭	美馬武千代	書面監査	平成26年10月8日
福島明成高等学校	平成27年1月7日	小桧山善継	美馬武千代	実地監査	平成26年11月18日
福島工業高等学校	平成26年11月28日	三村 博昭	美馬武千代	実地監査	平成26年10月22日
郡山東高等学校	平成27年1月27日	美馬武千代		実地監査	平成26年12月17日
郡山北工業高等学校	平成27年1月20日	小桧山善継	尾形 克彦	書面監査	平成26年10月8日
岩瀬農業高等学校	平成26年11月18日	小桧山善継	尾形 克彦	実地監査	平成26年10月7日
修明高等学校	平成27年1月20日	小桧山善継	尾形 克彦	書面監査	平成26年11月25日
石川高等学校	平成27年1月27日	美馬武千代		実地監査	平成26年12月3日
若松商業高等	平成27年1月9日	小桧山善継	美馬武千代	実地監査	平成26年12月3日

学校					
会津工業高等学校	平成26年11月28日	三村 博昭	美馬武千代	実地監査	平成26年10月16日
川口高等学校	平成27年1月7日	三村 博昭	尾形 克彦	実地監査	平成26年12月2日
平工業高等学校	平成27年1月20日	小桧山善継	尾形 克彦	書面監査	平成26年10月16日
磐城農業高等学校	平成27年1月20日	三村 博昭	尾形 克彦	書面監査	平成26年12月10日
勿来高等学校	平成27年1月20日	三村 博昭	尾形 克彦	書面監査	平成26年12月9日
勿来工業高等学校	平成26年11月18日	三村 博昭	美馬武千代	実地監査	平成26年10月1日
小高商業高等学校	平成27年1月9日	三村 博昭	尾形 克彦	実地監査	平成26年12月2日
小高工業高等学校	平成27年1月9日	三村 博昭	尾形 克彦	実地監査	平成26年12月3日

- 下記のとおり指摘事項が認められたので、今後このようなことの生じないように適正な事務処理に努めること。

指摘事項

- ・現金の出納に著しく適正を欠いているものがある。

「事実」

生産物売払収入については現金で収納しているが、生産物製作品生産台帳等に基づいて現金等出納簿が作成されずに記載漏れとなっている。また、生産物売払収入の調定及び指定金融機関への払込みが大幅に遅れているものがある（7件417,750円）など、前回の指導事項が改善されず、現金の管理が著しく不適切である。

- 平成25年8月13日（火）売上分（野菜類）
金額 129,000円
調定（収納）年月日 平成26年2月28日
- 平成25年8月13日（火）売上分（鶏卵）
金額 37,500円
調定（収納）年月日 平成26年3月13日
- 平成25年8月26日（月）売上分（鶏卵）
金額 81,000円
調定（収納）年月日 平成26年3月10日
- 平成25年9月20日（金）売上分（枝豆）
金額 15,000円
調定（収納）年月日 平成26年2月25日
- 平成25年9月24日（火）売上分（鶏卵）
金額 56,750円
調定（収納）年月日 平成26年3月12日
- 平成25年10月25日（金）売上分（野菜類）
金額 41,000円
調定（収納）年月日 平成26年3月7日
- 平成25年11月26日（火）売上分（鶏卵）
金額 57,500円
調定（収納）年月日 平成26年3月4日

「是正・改善等の意見」

収納した現金の管理については、関係規程に基づき適正に行うこと。

（福島明成高等学校）

○ 下記のとおり指導事項が認められたので、措置又は留意・改善するよう指導した。

指導事項

- ・ 釣銭用資金について、平成26年9月10日から同年11月14日までの間、釣銭用資金保管（受払）簿に記載することなく釣銭として使用していた。（美術館）
- ・ 工事現場事務所に係る電気料並びに災害復旧工事に伴う電気料及び水道料の収入調定に大幅に遅延しているものがある。（岩瀬農業高等学校）
- ・ 生産物売払収入を現金で収納しているが、その日のうち又は翌日に指定金融機関に払い込んでいないものがある。（岩瀬農業高等学校）

上記以外の監査対象機関の財務に関する事務の執行は、適正と認められた。

(7) 公安委員会

対象機関	実施年月日	担当監査委員		実施方法	職員調査年月日
喜多方警察署	平成27年1月9日	小桧山善継	美馬武千代	実地監査	平成26年12月2日

上記の監査対象機関の財務に関する事務の執行は、適正と認められた。

(監査総務課)

監査公表第2号

平成26年11月21日監査公表第30号により公表した監査結果について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定に基づき、福島県知事から次のとおり措置状況の通知があったので、同項の規定によりこれを公表する。

平成27年2月13日

福島県監査委員 小桧山 善 継
 福島県監査委員 三 村 博 昭
 福島県監査委員 美 馬 武千代
 福島県監査委員 尾 形 克 彦
 26財第2240号
 平成26年12月26日

福島県監査委員 小桧山 善 継
 福島県監査委員 三 村 博 昭
 福島県監査委員 美 馬 武千代
 福島県監査委員 尾 形 克 彦
 様

福島県知事 内 堀 雅 雄 閣

定期監査に係る措置状況について（通知）

平成26年11月7日付け26福監第138号で報告のありましたこのことについて、別紙のとおり措置を講じましたので、地方自治法第199条第12項の規定により通知します。

(別紙)

定期監査に係る措置状況について

- 1 監査対象機関 財務総室
 監査対象年度 平成25年度
 監査実施年月日 平成26年10月10日

指 摘 事 項	措 置 状 況
<p>「指摘事項」 県民税利子割交付金、県民税配当割交付金及び県民税株式等譲渡所得割交付金の市町村交付金について、著しく適切でないものがある。</p> <p>「事実」 平成23年2月の県民税利子割等の税収見合い市町村交付金について、平成22年度3月（平成23年3月）交付分に計上すべきところ、東日本大震災の影響で税務システムが使用不能となったことから取</p>	<p>1 交付不足額の追加交付</p> <p>(1) 県民税利子割交付金及び県民税配当割交付金の交付不足額については、地方税法施行令の規定に基づき平成26年8月交付分に加算して交付しました。</p> <p>(2) 県民税株式等譲渡所得割交付金の交付不足額については、地方税法施行令の規定に基づき平成27年3月交付分に加算して交付する予定です。</p>

<p>入額の確定ができず計上できなかつたため、当該収入額確定後に到来する交付時期（利子割・配当割：平成23年度8月、譲渡所得割：平成23年度3月）に計上すべきところ、不十分なチェック体制などのため交付漏れが生じた。また、交付額の算定額の算定基礎となる金額の計上誤りにより交付額に過不足が生じた。</p> <p>1 平成23年2月収入額の計上漏れによる交付漏れ</p> <p>県民税利子割交付金 68,027,807円 県民税配当割交付金 3,358,726円 県民税株式等譲渡所得割交付金 17,543円 計 71,404,076円</p> <p>2 算定基礎額誤りによる交付過不足</p> <p>県民税利子割交付金 192,462円 県民税配当割交付金 △18円 県民税株式等譲渡所得割交付金 0円 計 192,444円</p> <p>「是正・改善等の意見」 県民税に係る市町村への交付金交付に当たっては、チェックが容易にできるような算定資料の見直し、チェック体制の更なる強化を実施するとともに、関係規程に基づき適正に行うこと。</p>	<p>2 再発防止策</p> <p>(1) 交付金算定資料（計算シート）の見直し</p> <ul style="list-style-type: none"> 新たに「注意事項・引継事項」を記載する欄を設け、記載内容が次期交付時の算定資料に自動で表示するように見直しました。 新たに「収入不足額確認」欄を設け、前交付算定時に収入額が未入力の場合、要確認メッセージを自動で表示するように見直しました。 <p>(2) チェック体制の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> 関係規程に基づき適正に事務が行われるよう、チェック項目と複数のチェック者を明示した「チェック表」により、チェックを実施することとし、「チェック表」によるチェックが確実になされているか管理職が確認を行う体制としました。
--	---

- 2 監査対象機関 企画調整総室
 監査対象年度 平成25年度
 監査実施年月日 平成26年10月15日

指 摘 事 項	措 置 状 況
<p>「指摘事項」 歳入を受け入れた会計年度に誤りがある。</p> <p>「事実」 県が甲連合会に貸付を実施している「地域総合整備資金貸付金」に係る平成25年度分の償還金86,362千円を収入するに当たり、同年度分諸収入として受け入れなければならないところ、平成24年度出納整理期間中、同年度諸収入として調定及び収入している。</p> <p>「是正・改善等の意見」 収入事務の執行に当たっては、関係規定に基づき適正に行うこと。特に、出納整理期間中においては、会計年度所属区分の確認について内部チェックをより徹底させ適切に行うこと。</p>	<p>歴年の収入の流れが把握できる償還状況一覧を作成し、会計年度や調定額に誤りがないか、複数の職員でチェックを行うなどによりチェック体制を強化し、再発防止を図るとともに、関係規定に基づき適切な事務処理に努めてまいります。</p>

(監査総務課)

監査公表第3号

平成26年11月21日監査公表第30号により公表した監査結果について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定に基づき、福島県教育委員会委員長から次のとお

り措置状況の通知があったので、同項の規定によりこれを公表する。

平成27年2月13日

福島県監査委員 小 松 山 善 継
 福島県監査委員 三 村 博 昭
 福島県監査委員 美 馬 武 千 代
 福島県監査委員 尾 形 克 彦
 26教財第711号
 平成26年12月25日

福島県監査委員 小 松 山 善 継
 福島県監査委員 三 村 博 昭
 福島県監査委員 美 馬 武 千 代
 福島県監査委員 尾 形 克 彦
 様

福島県教育委員会委員長 高 橋 金 一 郎

定期監査に係る措置状況について（通知）

平成26年11月7日付け26福監第138号で報告のありましたこのことについて、別紙のとおり措置を講じましたので、地方自治法第199条第12項の規定により通知します。

（別紙）

定期監査に係る措置状況について

教育庁健康教育課

指 摘 事 項	措 置 状 況
<p>「指摘事項」 超過勤務手当の支給に著しく適切でないものがある。</p> <p>「事実」 職員8人の延べ20か月分の超過勤務実績について、月当たり60時間を超えた超過勤務時間を区別せず全て60時間までとして集計したこと及び時間外運転業務を超過勤務時間としなかったことから、手当の不足支給となっている。 支給済額 5,035,333円 正当支給額 5,240,141円 不足支給額 204,808円</p> <p>「是正・改善等の意見」 超過勤務手当の支給に当たっては、所属長、給与担当者及び職員が制度内容を理解するとともに、内部チェック機能を充実させ、関係規程に基づき適正に行うこと。</p>	<p>超過勤務時間について関係書類を突合再点検し、追給手続を行いました。 また、制度内容について、課内で再度確認の上、下記のとおり再発防止策を講じました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・累積超過勤務時間の集計・確認を毎週行い、チェックを厳密にすることとしました。 ・旅行命令書及び復命書に記載されている運転時間の整合性を、旅費の支出調書作成時に再度確認することとしました。 ・旅費の支出承認前に超過勤務命令簿と復命書の照合を行うこととしました。

（監査総務課）